

さるべきことのをりも、この君おそくまかりいで給へば、弓場殿に御さきばかりまゐらせ給ひてどまちたゝせ給へれば、見奉り給人なんかくてはたゝせ給へると申させ給へば、いでまかり侍る也どおほせられける。

〔九曆〕天德四年二月十一日、右大將藤原師尹孫皇子爲親王、其名昌平、村上左大臣氏人等以下、於仁壽殿東庭奏慶由、依御物忌不參弓場殿。

〔日本紀略五〕冷泉康保五年七月廿三日戊子、於外祖右大臣藤原師輔策立爲皇太子。

〔十訓抄六〕花山院御時、中納言義懷ハ外戚、權左中將惟成は近臣にて、おろゝ天下の權をとれり、然るを帝ひそかに内裏を出、花山に幸給由を聞て、兩人追て參上の所に、帝已に比丘たり、惟成もとゞりをきる、又義懷に語て云、外戚として重くおはしつるに、外人となりて今更に世に交らん見ぐるしかるべし、早く出家すべしと、義懷此由を存じて同く出家す、人の教訓にてしたれば、いかゞと時の人思ひけるに、始終とふとくて、飯室に住てよまれける。

見し人もわすれのみ行山里に心ながくもきたる春かな又見大鏡、古今著聞集、袋草子、

○按ズルニ、古事談ニ惟成ノ語ヲ以テ、義懷ノ語ト爲セルハ誤レリ、

〔大鏡七〕太政大臣道長帥の藤原のみなみの院にて、人々あつめてゆみあそばしゝに、このどの道わたらせ給へれば、おもひがけすあやしと中關白殿伊周おぼしおどろきて、いみじう饗

ようし申させ給ひて、下臈におはしませどさきにたて奉りて、まづいさせたてまつり給ひけるに、帥殿のやかすいまふたつおとり給ひぬ、中關白殿又御前に候人々も、今二度のべさせ給へと申て、のべさせ給へりけるに、やすからずおぼしなりて、さらばのべさせ給へとおほせられて、又いさせ給ふとおほせらるゝやう、道長がいへより御門きさきたちたまふべきものならば、このやわたれとおほせらるゝに、おなじものゝ中心にはわたる物かは、つぎに帥殿いたまふにい